

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、以下のとおりです。

(1) 県民税

ア マンション敷地売却組合について収益事業課税とする等所要の措置を講ずることとしました。(第 18 条関係)

イ 所得税の最高税率の引上げに伴い、都道府県又は市町村に対する寄附金に係る個人の県民税の寄附金税額控除について、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得 4,000 万円超の場合は 100 分の 45 とすることとしました。(第 24 条の 2 及び附則第 6 項の 10 の 2 関係)

ウ 法人税割の税率について、税率を 100 分の 4.0 とし、中小法人に対して課する場合の税率を 100 分の 3.2 とする措置を講ずることとしました。(第 31 条、附則第 14 項の 3 及び附則第 14 項の 4 関係)

エ 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の県民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えることとしました。(附則第 5 項の 5 関係)

オ 個人の県民税の外国税額控除について、外国の所得税等のうち居住者期間に係る所得税の控除限度額及び非居住者期間に係る所得税の控除限度額の合計額を超える額を、個人の県民税の所得割額から控除することとしました。(第 24 条の 3 関係)

カ 国際課税原則の見直しに伴い、法人の県民税について、所要の措置を講ずることとしました。(第 33 条関係)

(2) 事業税

地方法人特別税の税率の引下げに伴い、法人の事業税について、所得割及び収入割の税率の引上げを行うこととしました。(附則第 23 項関係)

(3) 自動車税

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で、平成 26 年度及び平成 27 年度に新車新規登録を受けた自動車に係る翌年度の税率の特例措置について、軽減対象及び割合を見直しました。(附則第 14 項の 13 の 2 及び附則第 14 項の 13 の 3 関係)

イ 環境負荷の大きい自動車で、新車新規登録を受けた日から起算して一定年数を経過した自動車に係る平成 27 年度以後の税率の特例措置について、重課対象及び割合を見直しました。(附則第 14 項の 11 及び附則第 14 項の 12 関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 1 の (1) のウ及び (2) の改正 平成 26 年 10 月 1 日

(2) 1 の (1) のエの改正 平成 27 年 1 月 1 日

(3) 1 の (1) のイの改正 平成 28 年 1 月 1 日

(4) 1 の (1) のカの改正 平成 28 年 4 月 1 日

(5) 1 の (1) のオの改正 平成 30 年 1 月 1 日

(6) 1 の (1) のアの改正 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第57号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「マンション建替組合」の次に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第24条の2第2項第1号の表中「超える」を「超え4,000万円以下の」に改め、同表に次のように加える。

4,000万円を超える金額	100分の45
---------------	---------

第24条の3中「相当する税（）」の次に「所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の次に「及び同法第165条の6第1項の控除限度額の合計額」を加える。

第31条中「100分の5」を「100分の3.2」に改める。

第33条第1号中「及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合」及び「（同法第145条において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）」を、「第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）、第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。）又は第144条の6第1項」に改める。

附則第5項の5中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「同法第40条第3項」を「同条第3項」に、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「財産（同条第6項から第10項まで）を「財産（同条第6項から第11項まで）」に改める。

附則第6項の3第2号ウ中「第10条の5の4」を「第10条の5の5」に改める。

附則第6項の6第2号中「第95条」の次に「若しくは第165条の6」を加える。

附則第6項の10の2を次のように改める。

6の10の2 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第24条の2及び前項（これらの規定を次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第24条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前項第3号中「100分の50」とあ

るのは「100分の49.16」と、同項第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同項第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

附則第11項の4中「第7条の4の2第2項第2号の2」を「第7条の4の2第2項第2号」に改める。

附則第14項の2の25中「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第14項の3中「100分の5.8」を「100分の4.0」に改める。

附則第14項の4中「5.8分の0.8」を「4.0分の0.8」に改める。

附則第14項の11中「及び附則第14項の12の2」を「、附則第14項の12の2及び附則第14項の13の2」に、「専らメタノール」を「メタノール自動車(専らメタノール)に、「メタノール」を「をいう。次項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノール)に、「及びガソリン」を「をいう。同項において同じ。)&及びガソリン」に、「次項において」を「次項及び附則第14項の12の2第3号において」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第1号中「平成13年3月31日」を「平成15年3月31日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第2号中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第61条第1項第1号ア	7,500円	8,600円
	8,500円	9,700円
	9,500円	1万900円
	1万3,800円	1万5,800円
	1万5,700円	1万8,000円
	1万7,900円	2万500円
	2万500円	2万3,500円
	2万3,600円	2万7,100円
	2万7,200円	3万1,200円

	4 万 7 0 0 円	4 万 6, 8 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 1 号 イ	2 万 9, 5 0 0 円	3 万 3, 9 0 0 円
	3 万 4, 5 0 0 円	3 万 9, 6 0 0 円
	3 万 9, 5 0 0 円	4 万 5, 4 0 0 円
	4 万 5, 0 0 0 円	5 万 1, 7 0 0 円
	5 万 1, 0 0 0 円	5 万 8, 6 0 0 円
	5 万 8, 0 0 0 円	6 万 6, 7 0 0 円
	6 万 6, 5 0 0 円	7 万 6, 4 0 0 円
	7 万 6, 5 0 0 円	8 万 7, 9 0 0 円
	8 万 8, 0 0 0 円	10 万 1, 2 0 0 円
	11 万 1, 0 0 0 円	12 万 7, 6 0 0 円
	第 61 条 第 1 項 第 2 号 ア	6, 5 0 0 円
9, 0 0 0 円		9, 9 0 0 円
1 万 2, 0 0 0 円		1 万 3, 2 0 0 円
1 万 5, 0 0 0 円		1 万 6, 5 0 0 円
1 万 8, 5 0 0 円		2 万 3 0 0 円
2 万 2, 0 0 0 円		2 万 4, 2 0 0 円
2 万 5, 5 0 0 円		2 万 8, 0 0 0 円

	2 万 9, 500 円	3 万 2, 400 円
	4, 700 円	5, 100 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 イ	8, 000 円	8, 800 円
	1 万 1, 500 円	1 万 2, 600 円
	1 万 6, 000 円	1 万 7, 600 円
	2 万 5 00 円	2 万 2, 500 円
	2 万 5, 500 円	2 万 8, 000 円
	3 万円	3 万 3, 000 円
	3 万 5, 000 円	3 万 8, 500 円
	4 万 5 00 円	4 万 4, 500 円
	6, 300 円	6, 900 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ウ (7)	7, 500 円	8, 200 円
	1 万 5, 100 円	1 万 6, 600 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ウ (4)	1 万 2 00 円	1 万 1, 200 円
	2 万 6 00 円	2 万 2, 600 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 ア (4)	2 万 6, 500 円	2 万 9, 100 円
	3 万 2, 000 円	3 万 5, 200 円
	3 万 8, 000 円	4 万 1, 800 円

	4 万 4, 000 円	4 万 8, 400 円
	5 万 5 00 円	5 万 5, 500 円
	5 万 7, 000 円	6 万 2, 700 円
	6 万 4, 000 円	7 万 4 00 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 イ	3 万 3, 000 円	3 万 6, 300 円
	4 万 1, 000 円	4 万 5, 100 円
	4 万 9, 000 円	5 万 3, 900 円
	5 万 7, 000 円	6 万 2, 700 円
	6 万 5, 500 円	7 万 2, 000 円
	7 万 4, 000 円	8 万 1, 400 円
	8 万 3, 000 円	9 万 1, 300 円
第 61 条 第 1 項 第 4 号	4, 500 円	5, 100 円
	6, 000 円	6, 900 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 ア (7)	1 万 2, 000 円	1 万 3, 800 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 ア (7)	2 万 2, 000 円	2 万 5, 300 円
	9, 500 円	1 万 9 00 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ (7)	1 万 6, 000 円	1 万 8, 400 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ (4)	2 万 3, 600 円	2 万 7, 100 円

	2万7,600円	3万1,700円
	3万1,600円	3万6,300円
	3万6,000円	4万1,400円
	4万800円	4万6,900円
	4万6,400円	5万3,300円
	5万3,200円	6万1,100円
	6万1,200円	7万300円
	7万400円	8万900円
	8万8,800円	10万2,100円
第61条第1項第5号イ(イ)	2万9,500円	3万3,900円
	1万3,000円	1万4,900円
第61条第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第61条第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

附則第14項の12を次のように改める。

14の12 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自

自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税に係る第61条第1項及び第2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第61条第1項第1号ア	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	1万400円
	1万3,800円	1万5,100円
	1万5,700円	1万7,200円
	1万7,900円	1万9,600円
	2万500円	2万2,500円
	2万3,600円	2万5,900円
	2万7,200円	2万9,900円
	4万700円	4万4,700円
第61条第1項第1号イ	2万9,500円	3万2,400円
	3万4,500円	3万7,900円
	3万9,500円	4万3,400円
	4万5,000円	4万9,500円

	5 万 1, 000 円	5 万 6, 100 円
	5 万 8, 000 円	6 万 3, 800 円
	6 万 6, 500 円	7 万 3, 100 円
	7 万 6, 500 円	8 万 4, 100 円
	8 万 8, 000 円	9 万 6, 800 円
	11 万 1, 000 円	12 万 2, 100 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ア	6, 500 円	7, 100 円
	9, 000 円	9, 900 円
	1 万 2, 000 円	1 万 3, 200 円
	1 万 5, 000 円	1 万 6, 500 円
	1 万 8, 500 円	2 万 3 00 円
	2 万 2, 000 円	2 万 4, 200 円
	2 万 5, 500 円	2 万 8, 000 円
	2 万 9, 500 円	3 万 2, 400 円
	4, 700 円	5, 100 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 イ	8, 000 円	8, 800 円
	1 万 1, 500 円	1 万 2, 600 円
	1 万 6, 000 円	1 万 7, 600 円

	2 万 5 0 0 円	2 万 2, 5 0 0 円
	2 万 5, 5 0 0 円	2 万 8, 0 0 0 円
	3 万 円	3 万 3, 0 0 0 円
	3 万 5, 0 0 0 円	3 万 8, 5 0 0 円
	4 万 5 0 0 円	4 万 4, 5 0 0 円
	6, 3 0 0 円	6, 9 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ウ(7)	7, 5 0 0 円	8, 2 0 0 円
	1 万 5, 1 0 0 円	1 万 6, 6 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ウ(4)	1 万 2 0 0 円	1 万 1, 2 0 0 円
	2 万 6 0 0 円	2 万 2, 6 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 ア(4)	2 万 6, 5 0 0 円	2 万 9, 1 0 0 円
	3 万 2, 0 0 0 円	3 万 5, 2 0 0 円
	3 万 8, 0 0 0 円	4 万 1, 8 0 0 円
	4 万 4, 0 0 0 円	4 万 8, 4 0 0 円
	5 万 5 0 0 円	5 万 5, 5 0 0 円
	5 万 7, 0 0 0 円	6 万 2, 7 0 0 円
	6 万 4, 0 0 0 円	7 万 4 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 イ	3 万 3, 0 0 0 円	3 万 6, 3 0 0 円

	4 万 1, 000 円	4 万 5, 100 円
	4 万 9, 000 円	5 万 3, 900 円
	5 万 7, 000 円	6 万 2, 700 円
	6 万 5, 500 円	7 万 2, 000 円
	7 万 4, 000 円	8 万 1, 400 円
	8 万 3, 000 円	9 万 1, 300 円
第 61 条 第 1 項 第 4 号	4, 500 円	4, 900 円
	6, 000 円	6, 600 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 ア(ア)	1 万 2, 000 円	1 万 3, 200 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 ア(カ)	2 万 2, 000 円	2 万 4, 200 円
	9, 500 円	1 万 4 00 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ(ア)	1 万 6, 000 円	1 万 7, 600 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ(イ)	2 万 3, 600 円	2 万 5, 900 円
	2 万 7, 600 円	3 万 3 00 円
	3 万 1, 600 円	3 万 4, 700 円
	3 万 6, 000 円	3 万 9, 600 円
	4 万 8 00 円	4 万 4, 800 円
	4 万 6, 400 円	5 万 1, 000 円

	5万3,200円	5万8,500円
	6万1,200円	6万7,300円
	7万400円	7万7,400円
	8万8,800円	9万7,600円
第61条第1項第5号イ(エ)	2万9,500円	3万2,400円
	1万3,000円	1万4,300円
第61条第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第61条第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

附則第14項の12の2中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第2号中「平成21年10月1日（）」の次に「同法第40条第3号に規定する」を加え、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び附則第14項の13の2第5号において「排出ガス保安基準」という。）」に改め、「この号」の次に「及び附則第14項の13の2第2号」を加え、同項第3号中「充電機能付電力併用自動車」の次に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。附則第14項の13の2第3号において同じ。）」を加え、同項第4号中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項から附則第14項の13の4までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（

附則第14項の13の2第4号及び第14項の13の4において「基準エネルギー消費効率」という。)に、「次項及び附則第14項の13の2」を「次項から附則第14項の13の4まで」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項から附則第14項の13の3までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)」に改め、同項に次の表を加える。

第61条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円
	4万700円	2万500円
第61条第1項第1号イ	2万9,500円	1万5,000円
	3万4,500円	1万7,500円
	3万9,500円	2万円
	4万5,000円	2万2,500円
	5万1,000円	2万5,500円

	5 万 8, 000 円	2 万 9, 000 円
	6 万 6, 500 円	3 万 3, 500 円
	7 万 6, 500 円	3 万 8, 500 円
	8 万 8, 000 円	4 万 4, 000 円
	11 万 1, 000 円	5 万 5, 500 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ア	6, 500 円	3, 500 円
	9, 000 円	4, 500 円
	1 万 2, 000 円	6, 000 円
	1 万 5, 000 円	7, 500 円
	1 万 8, 500 円	9, 500 円
	2 万 2, 000 円	1 万 1, 000 円
	2 万 5, 500 円	1 万 3, 000 円
	2 万 9, 500 円	1 万 5, 000 円
	4, 700 円	2, 400 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 イ	8, 000 円	4, 000 円
	1 万 1, 500 円	6, 000 円
	1 万 6, 000 円	8, 000 円
	2 万 5 0 0 円	1 万 5 0 0 円

	2 万 5, 500 円	1 万 3, 000 円
	3 万円	1 万 5, 000 円
	3 万 5, 000 円	1 万 7, 500 円
	4 万 5 00 円	2 万 5 00 円
	6, 300 円	3, 200 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ウ (ア)	7, 500 円	4, 000 円
	1 万 5, 100 円	8, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ウ (イ)	1 万 2 00 円	5, 500 円
	2 万 6 00 円	1 万 5 00 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 ア (ア)	1 万 2, 000 円	6, 000 円
	1 万 4, 500 円	7, 500 円
	1 万 7, 500 円	9, 000 円
	2 万円	1 万円
	2 万 2, 500 円	1 万 1, 500 円
	2 万 5, 500 円	1 万 3, 000 円
	2 万 9, 000 円	1 万 4, 500 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 ア (イ)	2 万 6, 500 円	1 万 3, 500 円
	3 万 2, 000 円	1 万 6, 000 円

	3万8,000円	1万9,000円
	4万4,000円	2万2,000円
	5万5,000円	2万5,500円
	5万7,000円	2万8,500円
	6万4,000円	3万2,000円
第61条第1項第3号イ	3万3,000円	1万6,500円
	4万1,000円	2万5,000円
	4万9,000円	2万4,500円
	5万7,000円	2万8,500円
	6万5,500円	3万3,000円
	7万4,000円	3万7,000円
	8万3,000円	4万1,500円
第61条第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第61条第1項第5号ア(7)	1万2,000円	6,000円
第61条第1項第5号ア(7)	2万2,000円	1万1,000円
	9,500円	5,000円
第61条第1項第5号イ(7)	1万6,000円	8,000円

第61条第1項第5号イ(イ)	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,600円	1万4,000円
	3万1,600円	1万6,000円
	3万6,000円	1万8,000円
	4万800円	2万500円
	4万6,400円	2万3,500円
	5万3,200円	2万7,000円
	6万1,200円	3万1,000円
	7万400円	3万5,500円
	8万8,800円	4万4,500円
第61条第1項第5号イ(エ)	2万9,500円	1万5,000円
	1万3,000円	6,500円
第61条第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第61条第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

附則第14項の13中「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削る。

附則第14項の13の2中「前項の」を「第14項の13の」に改め、「、平成22年度基準エネルギー消費効率」の次に「（基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）」を加え、「基準エネルギー消費効率であって」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び附則第14項の13の2において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」を削り、「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に」を「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「」に、「前項中」を「附則第14項の13中」に改め、「附則第14項の12第4号に規定する」を削り、同項を附則第14項の13の4とし、附則第14項の13の次に次の2項を加える。

14の13の2 次に掲げる自動車に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

第61条第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	1万3,800円	3,500円
	1万5,700円	4,000円

	1 万 7, 900 円	4, 500 円
	2 万 5 00 円	5, 500 円
	2 万 3, 600 円	6, 000 円
	2 万 7, 200 円	7, 000 円
	4 万 7 00 円	1 万 5 00 円
第 61 条 第 1 項 第 1 号 イ	2 万 9, 500 円	7, 500 円
	3 万 4, 500 円	9, 000 円
	3 万 9, 500 円	1 万円
	4 万 5, 000 円	1 万 1, 500 円
	5 万 1, 000 円	1 万 3, 000 円
	5 万 8, 000 円	1 万 4, 500 円
	6 万 6, 500 円	1 万 7, 000 円
	7 万 6, 500 円	1 万 9, 500 円
	8 万 8, 000 円	2 万 2, 000 円
	11 万 1, 000 円	2 万 8, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ア	6, 500 円	2, 000 円
	9, 000 円	2, 500 円
	1 万 2, 000 円	3, 000 円

	1 万 5, 000 円	4, 000 円
	1 万 8, 500 円	5, 000 円
	2 万 2, 000 円	5, 500 円
	2 万 5, 500 円	6, 500 円
	2 万 9, 500 円	7, 500 円
	4, 700 円	1, 200 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 イ	8, 000 円	2, 000 円
	1 万 1, 500 円	3, 000 円
	1 万 6, 000 円	4, 000 円
	2 万 5 0 0 円	5, 500 円
	2 万 5, 500 円	6, 500 円
	3 万円	7, 500 円
	3 万 5, 000 円	9, 000 円
	4 万 5 0 0 円	1 万 5 0 0 円
	6, 300 円	1, 600 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ウ (7)	7, 500 円	2, 000 円
	1 万 5, 100 円	4, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ウ (4)	1 万 2 0 0 円	3, 000 円

	2 万 6 0 0 円	5, 5 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 ア (7)	1 万 2, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
	1 万 4, 5 0 0 円	4, 0 0 0 円
	1 万 7, 5 0 0 円	4, 5 0 0 円
	2 万 円	5, 0 0 0 円
	2 万 2, 5 0 0 円	6, 0 0 0 円
	2 万 5, 5 0 0 円	6, 5 0 0 円
	2 万 9, 0 0 0 円	7, 5 0 0 円
	第 61 条 第 1 項 第 3 号 ア (7)	2 万 6, 5 0 0 円
3 万 2, 0 0 0 円		8, 0 0 0 円
3 万 8, 0 0 0 円		9, 5 0 0 円
4 万 4, 0 0 0 円		1 万 1, 0 0 0 円
5 万 5 0 0 円		1 万 3, 0 0 0 円
5 万 7, 0 0 0 円		1 万 4, 5 0 0 円
6 万 4, 0 0 0 円		1 万 6, 0 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 イ	3 万 3, 0 0 0 円	8, 5 0 0 円
	4 万 1, 0 0 0 円	1 万 5 0 0 円
	4 万 9, 0 0 0 円	1 万 2, 5 0 0 円

	5 万 7, 000 円	1 万 4, 500 円
	6 万 5, 500 円	1 万 6, 500 円
	7 万 4, 000 円	1 万 8, 500 円
	8 万 3, 000 円	2 万 1, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 4 号	4, 500 円	1, 500 円
	6, 000 円	1, 500 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 ア (7)	1 万 2, 000 円	3, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 ア (7)	2 万 2, 000 円	5, 500 円
	9, 500 円	2, 500 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ (7)	1 万 6, 000 円	4, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ (7)	2 万 3, 600 円	6, 000 円
	2 万 7, 600 円	7, 000 円
	3 万 1, 600 円	8, 000 円
	3 万 6, 000 円	9, 000 円
	4 万 8 00 円	1 万 5 00 円
	4 万 6, 400 円	1 万 2, 000 円
	5 万 3, 200 円	1 万 3, 500 円
	6 万 1, 200 円	1 万 5, 500 円

	7万400円	1万8,000円
	8万8,800円	2万2,500円
第61条第1項第5号イ(エ)	2万9,500円	7,500円
	1万3,000円	3,500円
第61条第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第61条第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

14の13の3 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、附則第14項の12の2の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第23項中「平成20年10月1日」を「平成26年10月1日」に、「100分の1.5」を「100分の2.2」に、「100分の2.2」を「100分の3.2」に、「100分の2.9」を「100分の4.3」に、「100分の2.7」を「100分の3.4」に、「100分の3.6」を「100分の4.6」に、「100分の4」を「100分の5.1」に、「100分の5.3」を「100分の6.7」に、「100分の0.7」を「100分の0.9」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施

行する。

- (1) 第31条の改正規定並びに附則第14項の3、第14項の4及び第23項の改正規定並びに第6項の規定
平成26年10月1日
- (2) 附則第5項の5、第6項の3及び第14項の2の25の改正規定並びに第4項及び第5項の規定 平成
27年1月1日
- (3) 第24条の2第2項第1号の表の改正規定並びに附則第6項の10の2及び第11項の4の改正規定並び
に第3項の規定 平成28年1月1日
- (4) 第33条の改正規定及び第8項の規定 平成28年4月1日
- (5) 第24条の3の改正規定及び附則第6項の6の改正規定並びに第7項の規定 平成30年1月1日
- (6) 第18条第3項の改正規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平
成26年法律第80号）の施行の日
(県民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例の規定による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」とい
う。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、
平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第24条の2第2項第1号及び附則第6項の10の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の
県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第5項の5及び第6項の3第2号ウの規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税に
ついて適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第14項の2の25の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

6 新条例第31条並びに附則第14項の3及び第14項の4の規定は、第1項第1号に掲げる規定の施行の日
以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税につ
いて適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人
の県民税については、なお従前の例による。

7 新条例第24条の3及び附則第6項の6の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適
用し、平成29年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

8 新条例第33条の規定は、第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県
民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年
度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例に
よる。

(自動車税に関する経過措置)

9 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成
25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

10 この条例（第1項各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この項において同じ。）の施行前に
した行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる県税に係るこの条例の施行後にし

た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
